（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正）

第一条　独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「児童をいう。以下この条において同じ。）」の下に「及び特定保育事業（法附則第八条第一項に規定する特定保育事業をいう。以下この条において同じ。）を利用する児童」を加え、同項ただし書中「の児童」の下に「及び特定保育事業を利用する児童」を加え、同条第三項中「規定する保育所等の」を「規定する保育所等及び特定保育事業の」に、「）の管理下」を「）及び特定保育事業（同項に規定する特定保育事業をいう。以下この条において同じ。）を行う者の当該特定保育事業の管理下」に、「保育所等の管理下」を「保育所等及び特定保育事業の管理下」に改め、同条第四項中「保育所等の管理下」を「保育所等及び特定保育事業を行う者の当該特定保育事業の管理下」に改め、同項第二号中「保育所等」の下に「若しくは特定保育事業が行われる場所」を加える。

（沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二条　沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「児童をいう。）」を「児童をいう。以下この条において同じ。）並びに沖縄県の区域において行われる特定保育事業（同項に規定する特定保育事業をいう。）を利用する児童」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第十二号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（平成二十七年度の共済掛金の支払期限の特例）

2　平成二十七年度の共済掛金（独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条第一項に規定する特定保育事業の災害共済給付に係るものに限る。）の支払期限については、第一条の規定による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令附則第五条第三項において準用する同令第九条中「五月三十一日」とあるのは、「七月三十一日」とする。

文部科学大臣　下村　博文
内閣総理大臣　安倍　晋三

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十八号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　在勤基本手当の月額（第一条関係）

一　大使館

地域	所在国	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	インド	640,000	580,000	550,300	532,000	513,800	459,000	404,200	367,700	331,200	313,000	294,700	276,500
	インドネシア	570,000	490,000	458,900	441,800	416,200	373,600	331,000	288,300	254,200	237,200	220,100	203,100
	カンボジア	570,000	550,000	521,500	502,700	477,100	427,500	371,100	333,500	295,900	277,100	258,300	239,500
	シンガポール	750,000	670,000	629,600	604,400	574,500	503,700	428,100	377,800	327,400	302,200	277,000	251,900
	スリランカ	550,000	540,000	506,000	488,000	461,200	416,400	363,000	326,900	290,800	272,700	254,700	236,600
	タイ	630,000	530,000	492,500	472,800	453,100	394,000	334,900	295,500	256,100	236,400	216,700	197,000
	大韓民国	820,000	690,000	643,400	617,600	591,100	514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400
	中華人民共和国	930,000	750,000	696,300	669,200	642,200	561,000	479,900	425,800	371,700	344,600	317,600	290,500
	ネパール	650,000	630,000	602,800	584,900	565,600	513,700	460,300	424,700	389,000	371,200	353,400	335,600
	パキスタン	760,000	700,000	671,200	653,100	626,000	580,700	528,500	490,200	454,000	435,900	417,800	399,700